万国の労働者、被抑圧民族団結せよ！　社共にかわる革命的労働者党を創建しよう！

1986年 10月10日
≪毎月10日発行≫
第93号 6頁 300円
定期購読料（1部22回）
手渡し 3000円／開封 3500円／密封 4000円

赫旗 せっき

共産主義者同盟中央機関紙

（1980年2月28日第3種郵便物認可）

発行 赤路社
東京都下谷郵便局私書箱180号
（関西）大阪市港郵便局私書箱40号

二・三面—三里塚・闘争報告と見解
四面……国鉄山谷等関連記事
五面……第三世界の債務累積問題

10/19—11/8・9

反安保・反天皇制—連続闘争へ

人種差別・女性差別発言弾劾

中曾根自民党政府を打倒せよ

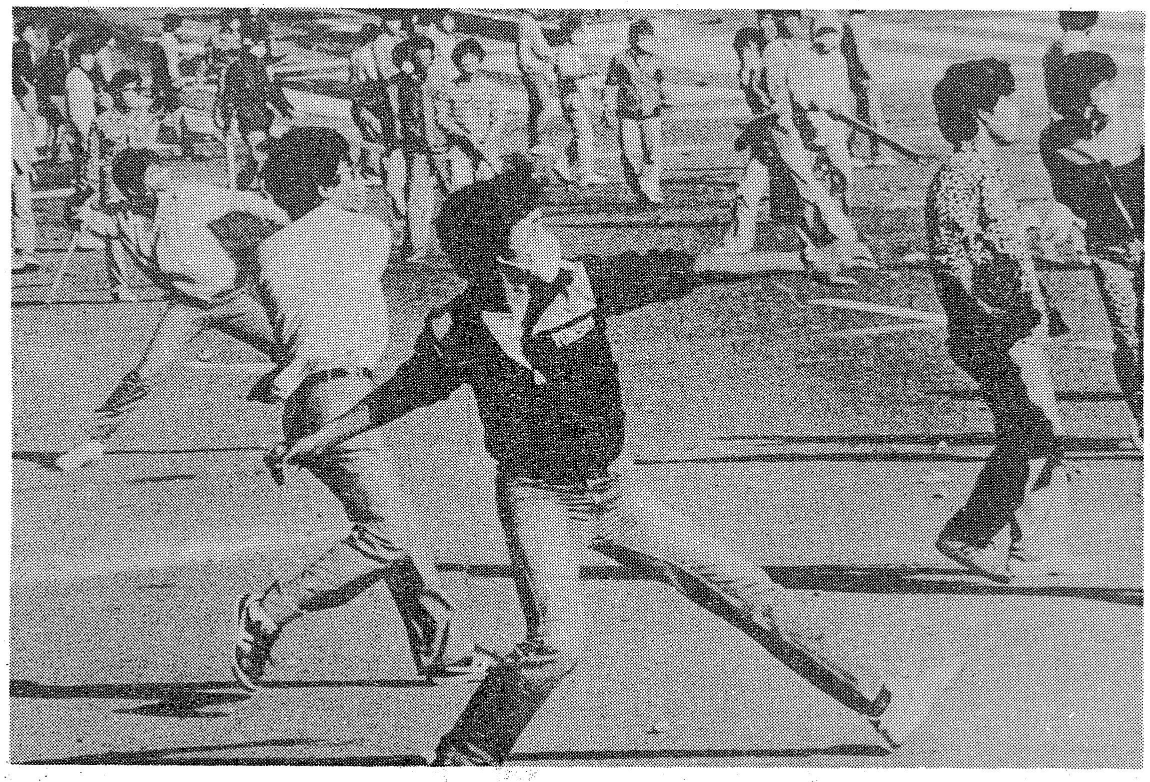

反米・反日・独裁打倒—アジア大会開催抗議の旗を掲げ、連日集会・デモを繰りひろげる韓国の学生達、（上）9・25—延世大学生、（下）9・23—女子大学生

全国の同志・友人諸君！

中曽根政府は末期症状を呈しはじめた。ソ社帝と「対等」にわたり合う「大国」を演じようとした目論みは、米ソ首脳会談の決裂を前に脆くも破綻せんとし、また藤尾と中曽根自身の露骨な差別・排外主義暴言によって、アジアの中ではもとより、全世界の非難の的となった。わが国内においても滔々たる敗地主義の流れに抗し、反撃の火の手が上がりはじめている。山谷における対右翼・ファシスト戦の勝利的展開、国労臨時大会における裏切り路線の否決、三里塚二期本格着工との実力対決、反天皇制闘争の大衆的発展と反安保戦線の再建、等々。いまこそ、アジア人民と団結し、日帝打倒・米帝一掃の旗を掲げ、中曽根自民党政府打倒へ進撃せよ。

階級闘争の新時代のはじまり

日本階級闘争の新しい時代がはじまろうとしている。

八七年の全民労協の連合体移行を前に、戦後労働組合運動の骨格を形成した総評の中核単産＝国労の中央本部は、政府・国鉄当局の「民営・分割化」攻撃に屈した。九月三十日の国労中央闘争委員会が決めた「大胆な妥協」とは、闘わずに十万人合理化を受けいれるという国際ー国内労働組合運動史上前例のない歴史的敗北の宣言である。そして、これは国鉄一家主義下の労働組合運動の限界を赤裸々に示したものであり、国労解体の道でもある。他方日教組や自治労も、「教育臨調」や地方行革との攻防の中で防衛戦を強いられ、分裂の危機に直面している。かくして、八七年連合体移行から九十年「全的統一」へといった敵の労働戦線の右傾化の総仕上げ戦略は不可視の世界から可視の世界へと転嫁しつつある。これは、官ー民を貫ぬく本工主義・企業帰属主義の完成としての国家と資本に従属した労働組合運動、即ち現代版産業報国会の出現である。

こうした日本階級闘争の戦後的構造の崩壊に対して、「総評の防衛」「再生」といった声は、八二年「全民労協」結成当時に較べ小さい。かわって声高にいわれるのは労働組合運動への絶望であり、階級闘争総体に対する悲観主義・敗北主義に満ちた「革命の現実性がみえない」といったわけしり顔の主張である。こうした人々には肝心なものが見えていないだ。この戦後的構造の崩壊は、労働者人民が「平和と民主主義」、議会主義の呪縛からの解放を計る決定的契機であること、社会主義と革命的暴力、国際主義を全面的に復活させ、発展させていく絶好の機会であることが。この意味において我々は戦後的構造の崩壊を歓迎する。新しい時代がはじまったと実感する。既に、労働戦線は、寄せ場労働者と国労中央に抗し「民営・分割化」絶対阻止を掲げて闘う国鉄労働者との交流が生まれ、下層労働者に依拠し、企業を超えた労働者の団結が勝利するか、現代版産業報国会が勝つかの端緒を切り拓きつつある。

それ故、我々は新しい時代をおし広げていく為に、日本階級闘争の戦後的構造の崩壊に伴う敗北主義の流れと闘わねばならない。

同日選挙の圧勝と新自由クラブの解体＝吸収による三百九議席を背景に中曽根は、「八六年体制がはじまった」と宣言し「戦後政治の総決算」の完成を急いでいる。国鉄の「民営・分割化」ー国労解体攻撃はもとより、教科書問題・藤尾発言による日帝の侵略史の正当化策動、更には防衛費の突出、SDI参加決定、国家秘密法の再提出など、やつぎばやの戦争遂行国家づくりにむけた攻撃にうってでている。こうしたことに規制され、情勢に対する悲観主義がうまれている。例えば「自民党単独政権がこれほど長期に維持されたことは、やはり不思議な事がらである」といった発言。自民党政府の長期化を「不思議」がるより、鈴木ー中曽根政権の登場をもって、戦後的階級支配の転換がすすんできたこと、その根底に、第三世界人民の反帝民族解放闘争の前進と米帝の没落による戦後世界体制の危機に連動した日帝の体制的危機があること、これらが中曽根の「戦後政治の総決算」をつき動かしていることを見るべきなのだ。情勢は底ぬけに明るいとはいえない。だがしかし、悲観すべき事は何もないのだ。

情勢に対する悲観主義は、革命主体建設での敗北主義に通じる。現在、主体の「危機」がくり返しいわれ、「危機」を言わねば真に革命を考えていないかの如き風潮がある。だが、主体の「危機」とは何か。それは、社会党ー総評の危機、もしくは、これに寄生して運動＝組織を展望してきた諸君の危機にすぎない。勿論、我々は社会党ー総評の「解体」的危機が、日本階級闘争に多大な影響を与えていることは否定しない。しかし我々は、社・共と一線を画した闘いと組織を作りだす絶好の機会であり、乾坤一擲の時代が来たと歓迎するものである。それが革命的翼のとるべき態度ではないのか。

又、主体建設における敗北主義は、思想上の折衷主義としてあらわれる。八三年頃は「マルクス主義とエコロジー」の結合がはやり今は、マルクスと「構造主義」のあるいは「ポスト構造主義」の結合がはやっている。こうした中で「構造主義」あるいは「ポスト構造主義」が現代思想としてもてはやされ、ボードリアール、デリダ、ドゥルーズといった名前が次々にあがり、形而上学批判との名目でマルクス・レーニン主義に対する誹謗・中傷が進行している。このような思想の流れに対し、彼等に剰余価値論が全く欠けている事を批判せずに「現代思想の系譜学」や「ポスト・モダン思想の解説」に精を出し、折衷につとめる自称マルクス主義者が横行しつつある。その結果が、現代社会は「消費社会の神話」にとりつかれた世界であり階級社会ではない、といったブルジョア的見地を自らも育成し、マルクス・レーニン主義を掘り崩しているのだ。いいかえれば、かかる実態は、自称マルクス主義の前提にある構造改革派的マルクス主義の混乱・解体ということである。

こうした敗北主義の流れー逆流に抗して我々は前進せねばならない。闘えば情勢は必ず切り拓けるのであり、既に新しい時代がはじまっているのだ。即ち、闘う者にとって「革命の現実性」とは、現実の変革のことなのである。

中曽根の統治能力の衰退

中曽根自民党政府は、混乱し、統治能力を確実に後退させつつある。

九月二二日、自民党全国研修会で中曽根は「アメリカには黒人とか、プエルトリコとかメキシカンとか、そういうのが相当おって、平均的にみたら知識水準が非常にまだ低い」と決めつけた。しかしこの発言に対し、米国内から批判の声があがり、「ロン・ヤス」関係にヒビがはいりそうになるや、中曽根は「私の発言が多くの米国民を傷つけたことを承知しており、心からおわびします」と陳謝した。だがこの陳謝は、「米国民を傷つけた」という差別発言の結果についてふれているだけで発言内容に関し一言もふれていない。

この中曽根発言は、米国内の人種・民族に対する差別発言として片づく性格ではない。重大なもう一面がある。それは、発言が「単一民族日本」「優性人種日本」を強調する文脈でいわれたことである。この考えは中曽根の「釈明」では、「米国は複数民族、日本は

（六面へ）

東峰裁判

重刑攻撃を粉砕す

判決バネに二期実力阻止へ

（上）判決後、闘争勝利へ決意を新たにする被告団（中央公園）、（下）入廷を前に力強く決意表明する被告団（地裁前）

十月四日、九・一六東峰十字路裁判は遂に一審判決の日を迎えた。

七二年の初公判以来十数年にわたって闘い抜かれてきた裁判闘争の一切の成果を集約すべく、被告団・家族会を先頭とした反対同盟は全戸動員で早朝よりの傍聴闘争に決起した。どの顔にも不当判決を許さないという緊張感に満ちあふれている。

被告団を拍手で送り出した後、全体で裁判所を揺るがさんばかりのシュプレヒコールが繰り返される。「裁判闘争に勝利するぞ」「被告団と共に闘うぞ」「空港を廃港に追い込むぞ」

十時、いよいよ開廷だ。地裁近くの中央公園に移動して第一報を待つ反対同盟・支援の部隊のところに石井新二氏が駆け込んできて報告する。杉山・曽我・葵の三被告に無罪、その他の五十二名にも全員執行猶予付きの判決が出されたことが報告される。

重罪攻撃が粉砕されたのだ！一人の被告も獄に奪わせなかったのだ！全体がわき立つ中で反対同盟が発言に立つ。

石井武氏「長い間の裁判闘争への支援本当にありがとう。これは当たりまえの判決だ。検察側はおそらく控訴してくるであろうしここでヌカ喜びはできない。今までの気持ちをお互いが出し合って三里塚闘争勝利の本当の喜びを味わおう。」

小川源氏「本当は全員無罪でしかるべきだ。これから成田用水・警備用道路と二期攻撃が強まるであろうが、最後まで問答無用・農地死守で闘う。この裁判のように一人でも多くの人に共に闘って欲しい。」

家族会から柳川泰子さん・小川由紀子さん・竜崎泰子さん・戸村香代子さん・寺内ひろみさんが発言する。彼女達はデッチ上げ重刑判決を許さず、一人の被告も獄に奪わせなかったことに率直に心からの喜びを表明すると共に、この勝利をバネとして政府・公団の二期着工攻撃と更に闘っていくことを訴えた。

やがて記者会見を終えた被告団・弁護団が入場してくる。全参加者総立ちの拍手の中入場してきた被告達と会場のあちこちで握手がかわされる。

被告・弁護団が演壇上に勢ぞろいして判決報告集会が始まる。

司会の石毛博道氏は「全員がここにこられたことをみんなと共に喜びたい」と述べたあと弁護団を紹介する。

長い間の裁判を共にした弁護団が一人一人発言した後、万雷の拍手の中で被告団が発言する。

柳川秀夫氏「ひとまずは喜びたい。しかし共謀共同正犯で、今後の反対闘争のスキを窺おうというところも見られる。控訴審も頑張りたい。」

石井恒司氏から「うれしさをこれからの闘いの中に反映して頑張っていきたい」と簡潔に決意表明がされたあと、柳川・石井両氏と共に十年を求刑されていた広井国夫氏が発言に立つ。

続いて立った相川勝重氏は「今日は美酒を飲みたいが、二期工事・資材輸送道路と闘いはこれからも続く。今日の判決を礎としてこれからも闘っていきたい。」と二期着工と自らが闘っていく決意を表明した。

報告集会はこのあと反対同盟救対部長の秋葉哲氏、家族会の相川智さんの発言をもって終了し、参加者は千葉市内デモを終始戦闘的に打ち抜いた。

十・四千葉地裁判決は、十数年にわたった裁判闘争のひとまずの勝利を刻印した。デッチ上げの自白調書を粉砕し、重罪攻撃—投獄によって反対同盟の組織と闘争の解体を狙うことを許さなかった。

しかしながら我々は以下のことを片時も忘れてはならない。

それは先づ第一に、共謀共同正犯理論の拡大解釈適用に基づいて傷害致死罪を執行付猶予きではあれ認定したことは、それ自身が反対同盟の二期決戦への決起を押しとどめようというブルジョワ国家権力の狙いに裏打ちされているということである。

そして第二に、この判決を利用すべく一気に強まるであろう政府・公団の「話し合い」攻撃を粉砕し、大衆的実力闘争の力を更に発展させなければならない。

判決に対し空港公団は「判決をきっかけに用地買収にはずみをつけたい」と盗人猛々しくも述べている。そして、九・二六成田用水三号工区着工、木の根・横堀・天神峰において同時に開始された警備駐車場建設と敵は一気になし崩し二期着工へと手をかけんとしてきているのだ。

全ての同志・友人諸君！十・四東峰十字路裁判判決公判は、警察・検察一体となったデッチ上げの自白調書を打ち砕くという基本的勝利を勝ち取った。我々はこの勝利をバネとして、政府・公団の「話し合い」攻撃を打ち砕き二期なし崩し着工実力阻止へ一直線に突き進んでいかねばならない。

九・一四現地集会における基調報告に関する見解について

三里塚芝山連合空港反対同盟（代表熱田一）事務局

今秋から来年にかけて三里塚闘争の正念場中の正念場をむかえ、九・一四全国集会は、二期阻止への戦闘態勢を打ち固める出発点でありました。

『二期着工への策動、東峰事件被告への有罪攻撃は、三里塚農民のみならず全国から〃三里塚〃に心を寄せ合う人民への新たなる重大な挑戦である』と我々は受け止め「権力の理不尽な三里塚農民への仕打ちの代償が、どんなに高くつくものか」を権力に思い知らせてやろうと決意しての集会でありました。

我々反対同盟は「二期阻止」と「十・四判決」への闘いを訴え、政府が三里塚農民の心を踏みつけ強行着工を仕掛けてくるならば断固たる実力闘争でこたえようと基調を提起しました。

さて、この基調報告の中で、『政府との話し合い』を要求するような誤解を与える表現があり混乱を集会参加者に与えてしまいました。集会場で再度「話し合い絶対拒否」を明言しました。

しかしながらすでにマスコミ等では、事実をねじまげた様な報道がなされ（サンケイ、千葉日報等）、反対同盟に対する事実無根の中傷が見受けられます。よって我々は、ここに改めて、二期阻止にむけた闘いの決意を表明致します。

一、政府は、「二期完成」（七月中曽根発言）を打ち出し、これまで同様我々を〃虫けら〃扱いし、この地から叩き出そうとしております。我々は、悪行を正し、管制塔占拠のような激突も辞さず、実力で闘い抜きます。

二、空港に反対し身をもって土と共に生きてきた我々にとって、東峰被告家族を守り、東峰裁判勝利をかちとることは、この三里塚闘争の大義と歴史を守り抜くことであります。どのような弾圧を受けようと、二十年の闘いの〃農民魂〃をもって不屈に闘い抜きます。

三、公団の悪辣な切り崩し攻撃に対して不屈に闘い続ける用地内同盟を守り抜き、一切の話し合いと懐柔策を拒否し、体を張って闘います。

全国の三里塚に心寄せる同志の皆様が一人でも多く、本基調の決意を了とされ、空港絶対反対、二期阻止、東峰裁判勝利への戦闘隊形を益々強固にされ、共に起ち上がらん事を強く要請致し、改めてここに基調の見解を踏まえ再度訴えます。

一九八六年九月二十五日

三里塚を闘う全国の同志各位様

『からだを張って闘う』

九・一四現地集会に二千六百

東峰十字路裁判一審判決を目前に控えた九月一四日、三里塚芝山連合空港反対同盟主催の現地集会が、反対同盟農民を中心に、全国から労・学・市民二六五〇人の結集の下にかちとられた。

石井武氏が開会のあいさつに立ち、重刑攻撃粉砕・二期阻止を力強く宣言し、代表の熱田一氏も、「千葉地裁をとり巻いて闘う」「二期工区の闘いには同盟をあげて闘う」と断固たる決意を明らかにした。

このあと萱沢昌平事務局長が基調報告を提起し、「今秋から来年にかけてが正念場だ。二期が強行されれば、七八年三月から五月の大闘争の再現はまぬがれない」と反対同盟の不屈の戦闘意志を確認した。だが、この中に「会談」「無血開城」などの誤解をまねく箇所があった為、事務局長は再度登壇して訂正し、その後、九月二十五日付で「九・一四現地集会における基調報告に対する見解について」と題する文書を発し、「実力」「不屈」「一切の話し合いと懐柔策を拒否」という二期決戦に臨む反対同盟の原則的態度を明確にしたのだった。

「二期阻止・裁判勝利」を呼びかけた基調報告を受けて、泉州沖に空港を作らせない住民連絡会議水俣の闘う仲間、東峰意見広告運動の会、沖縄研究会、東水労青婦部、国労新橋、日雇全協・釜日労名古屋反戦市民の会、管制塔戦士などからの決意表明が展開された。

次いで、被告団の柳川秀夫と石井恒司の両氏が壇上に立つ[illegible]空港を作らせないことが第一目的だどのような判決が出ても頑張る」との発言に万雷の拍手が湧き起った。家族会のかあちゃんたちも〃父ちゃんたちは無実だ〃のゼッケンをつけて登壇し、不当判決にはハンストで闘う決意を表明。そして、救対部長の秋葉哲氏により一〇・四の行動提起、弁護団のあいさつがなされた。

最後に、「来るものは来い、からだを張って闘う！」と、用地内の小川源氏から力強い決意表明があり、全国から結集した仲間の戦闘意志が打ち固められた。

集会宣言を採択したあと、東峰十字路まで断固たるデモを闘い抜いた。

『戦旗』「九・一五声明」のひぼう中傷・デッチ上げに対する我々の態度

三里塚闘争に連帯する会

三里塚闘争に連帯する会は、戦旗・共産主義者同盟が九月二五日発行の『戦旗』機関紙上に発表した九月一五日付「九・一四集会の基調提起および運営に対する抗議声明」（以下「戦旗九・一五声明」と略す）において、連帯する会に対するひぼう中傷を行い、反対同盟を先頭として二期実力阻止闘争の戦闘布陣の構築に重大な支障をもたらしたことについて、戦旗・共産同に強く反省を求めるものです。

【一】

九月一四日の現地三里塚集会は木の根防衛、資材・警備道路建設阻止、成田用水第三工区着工攻撃との闘いを軸とする二期本格着工攻撃をうち砕く現地闘争の展開と東峰被告への重罪適用・重刑攻撃をはね返し、被告の無罪を勝ち取る全国運動の展開とを、同時に闘いとる固い意志を反対同盟と共に確認し合った集会となりました。

連帯する会は、九・一四集会のこの決定的意義をふまえ、萱沢事務局長「基調報告」の一部にあった「三・二六闘争を上まわる実力闘争を背景に、政府・公団に『会談』を申し入れ……二期を断念させる……」という趣旨の発言が誤解を招いたことについて、萱沢事務局長自身が速やかに訂正し、「政府・公団に対する実力闘争を堅持し、話し合いなど決してない」と改めて表明したことが反対同盟の本意であることを確認するものです。

反対同盟は、この観点にたって九・一四現地集会に於ける基調報告に対する見解について」（九月二五日付）を内外に表明しており連帯する会はこれを支持するものです。

いうまでもなく、反対同盟は政府・公団の話し合い・切り崩し攻撃の強化の中で、三里塚農民の闘魂を基礎とした「話し合い拒否・公団無用」「徹底抗戦」「実力闘争堅持」の基本的立場を守り抜いてきました。

あまつさえ、敵権力の二期本格着工が迫り、青年行動隊の多くを獄に縛りつけ〃人質〃にとったうえでの、〃空き巣狙い〃的な二期本格着工の攻撃を深めようとしている現下の局面は、権力に対する最大限の警戒心、憎しみと怒りに[illegible]た広範な戦線と実力闘争態勢の構築こそが急務であることはいうまでもありません。

連帯する会は、反対同盟の臨戦態勢形成の基本的立場が、いっそう具体化されるように全力を傾けこれからも共に闘って行くことを決意しております。

【二】

「戦旗九・一五声明」は、萱沢事務局長の「基調報告」の訂正前の表現が、「話し合い路線」だと主張し、さらにその「話し合い路線」は連帯する会の意向の反映であるかのように主張しています。「うかがわせる」とか「明白である」などと、何の根拠もなく邪推し、決めつけを行っています。

さらに、「二期と対決する方向とはおおよそ無縁な主張」を述べているとか、「成田用水の容認」とか「足を引っ張る態度にこの間終始してきた」とかの、放置できないひぼう中傷を連帯する会に投げつけ、勝手な推量、事実誤認、デッチ上げ非難を前記の機関紙上で行っているのです。

連帯する会は、この間、さまざまな交流と討論を行いつつも、我々の力不足ゆえに、二期本格着工を阻止していくための豊かで力強い方針を深めきれていないことを残念に思います。私たちは、反対同盟との今後の討論を通じて、二期着工攻撃をうち砕き、東峰被告を支えきる戦略的反攻、権力との本格的対決の具体的方針をさらに明確化できるよう、全力を傾けたいと思っています。

九月一三日には、労働戦線独自の呼びかけ・主催によって、反対同盟との交流会が開かれました。この交流会では、労働戦線の本格的な全国三里塚闘争への再結集の方向が討論され、確認されたと聞いています。また、九月一四日の労農合宿所主催の東峰被告・反対同盟との交流会では、今後の闘いの中でつくられるべき反対同盟と支援の新たな共同戦線の検討がなされ、三里塚闘争勢力の組織拡大の重要性の認識と、一〇月四日の千葉地裁への総結集の固い意志統一が行われるなど、反対同盟との率直な討論の場となりました。この一四日の交流会の席上で、萱沢事務局長は集会での誤解を招いた表現について改めて反省の弁がありました。

【三】

私たちは、この「戦旗九・一五声明」での、反対同盟に向かって連帯する会批判を行う、何とも表現しようのないやり方にいろいろいい分がありますが、それをさておいたとしても、人民に向かってあまりウソ八百を並べたてない方がいい、ということだけは指摘しておきます。私たちは（一）の項で述べた情勢のひっぱくした中で三里塚連帯勢力の戦闘的団結がいっそう強まる方向で、反対同盟と共に、この「戦旗九・一五声明」が作り出した結果と現状を打開したいと考えています。闘いの中で作られる相互批判の正しいあり方をさらに深め、それが新たな団結を産み出すことになるように心がけたいと思います。

ここに、戦旗・共産同に対して「戦旗九・一五声明」における連帯する会へのひぼう中傷に強く抗議し、その撤回を求めることをもって、私たちの見解表明とするものです。（一九八六年十月一日）

実力闘争と労農団結強め
二期阻止必勝の布陣を

日帝は「話し合い」攻撃と十月四日の巧妙な政治判決などによって、反対同盟の条件派化・反対同盟と革命的左翼諸党派の分断を激しく画策し、そして、十月六日には、ついに、警備用駐車場建設に着手、二期本格着工に踏み込んだのである。我々は日帝打倒・米帝一掃・社会主義革命の旗掲げ、山谷・国鉄戦線の反撃と連動して、三里塚侵略軍事空港の完成を目指す敵のこの総攻撃に真向から対決し、反対同盟との団結の下これを打ち砕いてゆかねばならない。

十・四判決の占める位置

千葉地裁刑事三部石田恒良による「判決」は、デッチあげの「自白調書」の信用性を否定したうえで、共同正犯の法概念を不当に拡張して県有林における会議の存在によって傷害致死について共謀共同正犯が成立するとして、三人の無罪被告を除く二九人全該当被告を有罪とした。

さらに日帝司法権力は、強制代執行による農地収奪の強権発動に抗し、これを阻止せんとした反対同盟・支援の「第二次代執行阻止」のたたかいから三人の機動隊の絶命をひき出した「東峰十字路戦闘」を切り離したうえで、これを「現行法秩序に挑み、手段を選ばない実力行動は到底許容されない」と断罪した。

そして、我々がとくに看過してはならないのは、判決の量刑理由の項でこれまでの三里塚闘争公判廷では一度たりとも触れらることのなかった「空港建設の問題性」について言及しているくだりである。

そこでは、「新空港の建設については、その位置決定の当初から問題をはらんでいた」「とりわけ農業振興策を反古にして、（政府が）突然決定し、地元農民の理解と協力を求めようとする姿勢が必ずしも十分で」なく、「建設過程における公団等の対応も同様」であり、「事情のわからないまま農地を失い、生活に重大な影響をうける地元農民が、新空港に反対する心情」は「理解」できるとしながら、この「農民の心情」に対立させて、「反対同盟や支援セクトの激しい抵抗」と「福島小隊に対する冷酷・残虐な集団暴力犯罪」を述べている。そして、「一家の支柱となったり」「運動を離れている」ことを、刑の軽減とその執行の猶予の理由としている。

確かに、二期工事の強行着工にむけて反対同盟の中核をなす青行被告を人質にとろうとする執行府―官僚の思惑は、ねばり強い公判闘争と被告団・反対同盟・支援一体となった「空港廃港」をめざすたたかいによって打砕くことができた。反動化を極めている司法府にあっても、デッチあげを許容した判決をくだすことができなかったのである。

デッチあげの破産と判決の狙い

だが、このことをもって二期阻止・空港廃港闘争の戦略環としてある東峰裁判闘争―反対同盟解体攻撃とのたたかいは完全には勝利したと言い切ることができるだろうか？

否！である。

ブルジョワ民主主義的「温情」と司法の「中立性」を欺瞞的に散りばめたこの地裁判決は、日米帝国主義が戦争準備にむけて内陸地の侵略反革命空港をつくりあげ、わが国における全人民的政治闘争の管制高地をなす三里塚闘争の懐柔と鎮圧をもくろむ国家権力の政治目的を貫くために用意された、徹頭徹尾反動的な「政治判決」に他ならないのである。

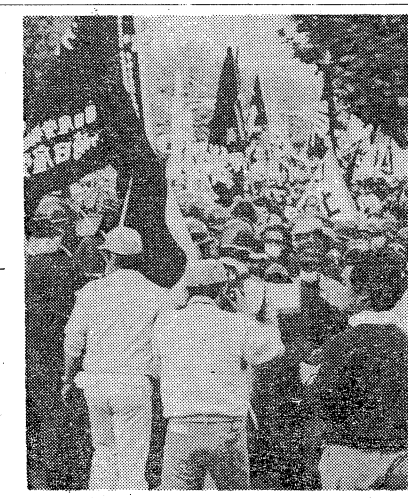
10月4日、完全無罪・二期実力阻止のデモ

二期をめぐる敵階級・国家権力の動向は、この十・四判決を相前後してその本性をあらわにしている。判決直後の六日には空警が「警備用駐車場」の名目で、天神峯、横堀、木ノ根に二期実力阻止のたたかいを迎撃する「前線拠点」建設に乗り出した。彼らも、そしてこれと非妥協・実力で対決し、二期工事を絶対に打砕くわが陣営にとっても、掛け値なく「待ったなし！」なのだ。

今秋から来秋にかけて一挙に煮詰る二期攻防に対する基本態度を定めるにあたって、われわれはこれら敵の攻撃の基本性格を明らかにし、これに打ち勝つために問われている諸任務を、一点の曇りもなく指し示さなければならない。

政府―公団の全面攻勢戦略

政府・空港公団は、九〇年完全開港のタイムテーブルを立て、この「ダブル国政選挙」での自民党「圧勝」をうけて、中曽根が「早く二期着工を行なえ」と公団総裁秋富に今秋着工を指示。さらに来年度概算要求にも第二ターミナルビルと駐機場（エプロン）の建設費を盛りこんだ。こうして来年度の二期本体工事にむけた今秋の警備用道路と二期駐車場の着[illegible]必然化された。

成田用水第三工区の事業変更（高谷川に空港廃水を流すための貯水池建設）と九月二六日から始まった用水工事も、これら二期本格着工の一環に他ならず、警備に名を借りた「駐車場」も、反対派農民の拠点である天神峯、横堀、木ノ根各部落を封じ込めつつ二期阻止の実力闘争を鎮圧する政府公団の軍事拠点に他ならないのである。

それは、七八年管制塔占拠を頂点とした実力闘争以降、謂わば「平時」の戦略として採用してきた同盟切崩し＝懐柔路線をもはや古くさいものとして捨て去り、これにとってかえって反対同盟の戦闘意志そのものを解体していく「戦時」の路線にその基本方向を定めきったと捉えておかなければならない。

こうした敵の戦略にとって弱い環は何か？

現地実力闘争の爆発で応えよ

それは、問答無用・農地死守をかかげてたたかいつづける二期工事用地内反対同盟の存在であり、これを防衛し、話合い攻撃に屈せず三里塚侵略軍事空港粉砕を旗印しに二期工事に「身体をはってたたかい抜く」と決意する反対同盟の団結であり、この団結が「闘う農業」などを媒体にして農民層個有の闘争論理をもった反権力（反帝国主義）闘争として発展していくことであり、何よりも反対同盟と共に、日米帝国主義と対決する労働者・人民が、文字通り全人民政治闘争の管制高地として三里塚闘争に集中し、現地実力闘争を爆発させていくことである。

だからこそ、日本帝国主義・金融独占ブルジョワジーは、その政治委員会をして強行着工に踏み切らせ、膨大な公安警察・機動隊によって三里塚勢力の政治的・軍事的セン滅を宣言した。

こうした一方で、反対同盟に対しては、十・四判決理由に象徴的に示されるように、ブルジョワ独裁国家機構の鼎（かなえ）の一つであり、帝国主義支配の番犬である司法・裁判所をして、硬軟合せたやり口でその解体をめざしているのである。

二期本格着工の開始をもって政府・公団の戦略が「話合い」から「強硬突破」に「転換」したと考えるのは、正しくない。

敵は「当面する戦術」の変更をしたのではない。九〇年開港を至上目的とし、その阻害要因のいっさいを粉砕しようというのであり、まさに「決戦」をかけてきているのである。だから、「部隊のセン滅と拠点の解体」にむけて全面攻勢を、その政治といわず軍事といわずしかけていることを忘れてはならないのだ。

反対同盟解体攻撃を打砕け

十・四判決文は、こうした日本帝国主義の宣戦布告の中にしっかりとリンクされている。

判決では、最大の争点となっていた「傷害致死」について、実力闘争への参加をもって「共謀」を強弁し有罪を下した。実行行為ではなく、九・一六戦闘そのものを違法として、実力闘争の放棄＝恭順を求めている。

そして「支援セクト」が、反対同盟と政府・公団の意志疎通を妨げる一因だとして、反対同盟と支援連帯勢力の分断を求めている。

さらに、「量刑」については営農や戦線離脱を理由に「情状を酌量」し、もっとも許せないことに裁判所も「農民の心情はわかる」として、ブルジョワ独裁―帝国主義国家権力に対する幻想を煽り、公然と「話合い＝懐柔攻撃」をかけている。そして、刑の執行を猶予するという名目で、被告と家族の下獄を恫喝材料に、二期実力阻止闘争への反対同盟の決起を押し潰さんとしているのだ。

こうした第一審判決は、二期阻止の現地実力闘争の組織化によってはじめて打砕くことができる。

そして、我々は、この二期闘争の現地―全国を貫く大昂揚のためにも、さらに完全無罪をかかげてより攻勢的な裁判闘争をとりくまなければならないと考える。

闘いの先頭に労働者の赤旗を

こうした二期着工実力阻止を要とする敵権力に対する戦闘布陣を反対同盟と共に創りあげていくに当り、我々はいくつかの課題を克服しなければならない。

それは、二期工事を実力で阻止していくことに対する若干の偏向の克服―止揚である。

第一に、九・一四全国集会で「労働情報」を代表して吉野氏は現地攻防に一言も触れずに「来春の全国集会に労働者の巨大な隊列を！」と訴えた。

たしかに、労働者階級が反対同盟と共に決起することは決定的に重要であり、三里塚闘争を全人民政治闘争として発展させていく不可欠の推力である。だが、現下の三里塚闘争の日帝権力との対決の局面を無視し、実力闘争方針の堅持を曖昧にしてはならない。

この間の階級的労働運動を標榜する労働組合の三里塚闘争からの召還的傾向は、帝国主義の侵略[illegible]動と立向う労働者階級人民の実力闘争や、対右翼・ファシスト戦下で日雇全協が端初的に形成している大衆武装の問題、あるいは全人民政治闘争への決起、等に対する意識的とりくみの欠除の最も象徴的な現れに他ならないと言えよう。

労働者階級解放にとって不可欠の課題として三里塚闘争を位置付けきり、現地攻防にわけ入る動員構造をつくり出し、実力闘争の一部隊へ自らを鍛えあげていくことこそ、階級的労働運動に問われている。

セクト主義排し労農団結を

その第二は、狭隘なセクト主義である。

戦旗・共産同は九月一五日付で「九・一四集会の基調提起および運営に対する抗議声明」を発表した。この『声明』の内容は、「三里塚闘争に連帯する会」に対する事実無根の非謗中傷を加えて二期実力阻止の戦闘布陣に重大な支障をもたらしたが、問題はそれにとどまらない。

九・一四当日、反対同盟は、菅沢氏の提起した基調に対し、報道陣の質問をうけて「誤解された文言について訂正」したうえで、「反対同盟の態度は話合い拒否であり、二期には実力で対決する」と言明し、「近日中に同盟としての見解を明らかにする」と述べた。そして九月二五日に発表されたその『見解』には、「二期早期完成という中曽根発言には、管制塔占拠のようにたたかう」「東峰裁判勝利へ向けて、どのような弾圧をうけようとたたかい抜く」「用地内同盟を守り抜き、一切の話合いと懐柔策を拒否し体を張ってたたかう」と、キッパリと述べられている。

だが戦旗・共産同の諸君は、反対闘争内部の矛盾を正しく処理することに失敗し、同盟に対する誤った評価を生み出した。その態度は、同盟との共同闘争・共同討論の中で、矛盾を力に変えるのでなく、見解の相異を煽りたてる分裂主義の姿に似ている。こうした態度の根本に我々は克服されるべき彼らのセクト主義が横たわっていると考える。我々は路線闘争を大いに歓迎する。そしてこれは、共同闘争の中で研きあげなければならないものである。従って、邪推にもとづくキメツケは、路線闘争の発展すら妨げるものだということを、はっきりと認識すべきなのである。

支援勢力の共同闘争を強めよう

第三には、敵の全面攻勢に対しこれを迎え撃つ横堀ブロックの共同布陣をうちたて、「なし崩し着工」「懐柔＝同盟解体」攻撃と非妥協・実力でたたかうことが、いまだ不十分な点である。

三里塚闘争は、この二一年間、日共・社会党の議会主義・日和見主義を打ち砕き、革命的左翼と戦闘的労働者・学生・市民との団結を実際の戦闘の中で築きあげてきた。

この帝国主義・国家権力に対するキッパリした態度は、三里塚闘争を自らの任務とする勢力が積極果敢に前に出てたたかい、これを日帝国家権力と対決する労農団結に打ち固めてきたという、三里塚闘争上第一級の成果の中に編みあげられてきた。

二期阻止必勝の布陣を

現在問われているのは、全体重をかけて敵がしかけてきた「決戦」に、攻勢的に立向うことである。

その要は、二期阻止にむけた現地攻防の方針を鮮明にし、実際の戦闘に大衆的実力闘争として踏み出すことでなければならない。

このためにとる一切の待機主義を排していくこと、そして反対同盟と固くスクラムを組んだ支援勢力総体の共同布陣を、具体的なたたかいとその方針をめぐる討議の中でつくりあげていくことを忘れてはならない。

これは「思想運動」やら「お話し合い」からは形成されることはないし、「自分の都合に任務を合せよう」とするさまざまな傾向の克服抜きにはありえないだろう。

すべての同志・友人諸君！

十・四判決をきっかけにブルジョワマスコミは「話合いの気運」「組織（反対同盟）に動揺」と悪質なデマ・キャンペーンをくりひろげている。

我々は、反対同盟と固くスクラムを組み、二期なし崩し着工に攻勢的な迎撃戦を組織・展開しなければならない。

用地内同盟を防衛し、大衆的実力闘争を爆発させなければならない。

現地攻防を要に全国規模の運動布陣をうちたて、巨万の隊列を三里塚現地に登場せしめよ！

連月行動、実力闘争、援農、現地調査活動――ありとあらゆる機会をとらえてたたかいのひろがりをつくり出せ！

我々は、三里塚闘争に連帯する会の一翼としてその総力をあげて闘い抜く！

共にたたかわん！

沖縄　米軍基地強制使用二〇年延長めぐり攻防激化

沖縄の米軍基地の二〇年間強制使用をめぐって沖縄現地では県収用委員会の公開審理を舞台に、強制使用に反対する反戦地主側と日米安保条約に基づく駐留軍用地特別措置法をたてに二〇年強制使用をゴリ押ししようとする那覇防衛施設局、さらには強行裁決を目論む県収用委員会との間で激しい攻防が展開されている。

沖縄の米軍基地は一九七二年五月十五日の「沖縄返還」後十五年経った現在も実体は何ら変わるところがない。沖縄県の約一一%、沖縄本島の約一八%が米軍基地によって占められている。全国の米軍基地の実に七五%が沖縄に集中しており、嘉手納基地を中心に沖縄本島の各基地には約三万五千人（八三年時）の米軍が駐留。さらに六千人強の自衛隊が配置されている。

沖縄の米軍基地は、戦後、米軍が〃銃剣とブルドーザ〃で強制接収したものである。とくに本部（もとぶ）半島西の伊江島では、米軍の土地収用令発布（五三年）後の五四～五五年には、射爆撃場建設のため武装米兵による土地取り上げが強行された。これに反対した伊江島農民の闘いは、沖縄本島の反基地闘争と結びつきいわゆる〃島ぐるみ闘争〃にまで発展していった。

「復帰」後、日米安保体制下政府は、米軍基地確保のため、土地所有者と賃貸借契約を結び多くの地主が契約するが、約二千人の地主は契約を拒否し反戦地主会（権利と財産を守る軍用地主会）を結成、軍用地の返還を要求して立ち上がった。しかし、政府は沖縄返還国会で「沖縄の公用地暫定使用法」を強行立法、強制使用を合法化し、五年後の同法期限切れにさいしては〃沖縄の地籍明確化法〃を特別立法し暫定使用を五年から十年に延長した。さらに、その期限切れにさいしては「本土」では〃お蔵入り〃となっていた「米軍用地収用特別措置法」を持ち出し、五年間の強制使用を強行してきたのである。

今回の二十年の強制使用手続きは、五年間の期限切れを来年五月に控えて、地主の要求を圧殺し、二〇〇七年までの、基地の「長期安定使用」を目論んだ許しがたい内容となっている。

この二十年間の強制使用に対して、反戦・反基地の立場から反戦地主の土地を共有する、一坪反戦地主運動が展開されており、現在、沖縄、関東、北海道と全国的な規模で闘いの輪が広がっている。

国労大会

裏切り路線を否決

『分割・民営化』実力阻止へ進撃せよ

国鉄の分割・民営化反対闘争は最大の山場を迎えた。臨時国会は九月二十五日に国鉄分割・民営化関連八法案を審議する特別委員会の設置を決めた。実質審議は十月七日から入る。政府・自民党は、来年四月に間に合わせようと、十一月上旬までに法案を成立させることをねらっている。

一方、国労は、九月三十日の中央闘争委員会で分割・民営化を事実上容認する「緊急対処方針」を採択した。この方針は、七月の定期大会で決定した人権侵害の摘発運動や反合理化闘争をすすめることなどを内容とする八六年度運動方針を大きく修正し、国労本部や地方本部が国鉄当局を相手取って訴えている不当労働行為や人権侵害などの提訴を取り下げ、人権侵害・不当労働行為の摘発運動の中止、合理化や広域異動、希望退職の推進、人材活用センターの容認など内容とするもので、労使共同宣言を結んで労使協調して国鉄改革をすすめるというものである。

九月二十四日の中央闘争委員会は、この新方針を決定し、労使共同宣言を結ぼうとしたわけだが、「労使共同宣言を決めさせるな」と早朝から国労会館に集まった数百名の国鉄組合員によって開催ができず、すべての決着を十月中旬の臨時大会でつけることを確認するにとどまった。二十五日からの法案審議を前に、労使共同宣言をおこない雇用安定協定を結ぶという社会党、総評、国労執行部の思惑は、ひとまず阻止をされたのであった。

しかし、三十日の中央闘争委員会で新方針を決定したことは、指令部が無条件降伏を決定したことである。新方針の実施についてはまだ具体的な決定がないし、臨時大会が残されている。しかし、三十日の中央闘争委員会の決定は、戦後労働運動をけん引してきた国労を崩壊へと導く歴史的な犯罪だと言わねばならない。

裏切りそのかす国鉄当局

国鉄当局が、国労と労使共同宣言と雇用安定協定を結ぶ条件として、総評側に示した内容は、①国労が大会において八六年度運動方針を労使共同宣言の趣旨に沿って修正すること、②本部、すべての地方本部において、当局を相手取って起こしている不当労働行為、人権侵害の提訴を取り下げるとともに摘発やひぼう中傷を中止するというもので、方針の修正ばかりではなく、その実施が地方レベルにおいても完了しないかぎり、労使共同宣言と雇用安定協定を結ばないというものである。

この国鉄当局の条件は、闘う仲間の「首を切る」ならば「雇用確保」を保障しようというものである。当局に屈服して「雇用確保」はあり得ない。仲間を裏切って労働者の未来はない。「一人は万人の為に、万人は一人の為に」敵と闘うことこそ問われているのだ。

だが、国労中央は裏切りの道を選択しようとしている。「雇用と組織を守る」と称して、首切りに加担し、資本と対決すべき労働組合の生命を売りわたそうとしているのである。

衆参同日選挙で圧勝した中曽根首相は「八六年体制」と呼び「より左へ手をのばさねばならない」として、野党をだきこんだ翼賛政治の体制確立をめざしている。同時に自民党の支持基盤となる労働組合づくりをめざしている。

この一月、「新宣言」を採択した社会党は、与野党連合を射程に入れつつ社会民主主義路線（いやそれよりももっと右寄り路線）を歩みはじめている。

そして、労使協調路線による労働戦線の右翼再編が進行し、来年十一月には全民労協が連合体化することになっているし、全的統一をめぐって官公労も労戦統一の渦の中にまきこまれているのである。この労戦統一は「基本構想」にあるように政党再編の起爆剤となることをねらっている。

自民党は、「国労が左派の協会派、共産党系を切り落としてくるなら、雇用を保障しよう」と工作をしているといわれている。共産党系の統一労組懇、そして協会派新左翼などを排除しようというのは、全民労協の方針でもある。社会党は、左右の対立の中で「新宣言」を採択したわけだが、今、実態的に左派切りすて攻撃を自民党からかけられているのである。そして国労を防衛するという一点で党内をまとめ、結果的には左派切りすてを強要する自民党の工作を受け入れているのである。

国鉄の分割・民営化を認めることは、総評と同盟で対立をしていた、行政改革に反対するのか、賛成するのかという垣根をなくし、行革に反対できないというよりも行革賛成へとまとめてしまうことである。まさに官公労の総評系と同盟系の組合の対立をなくし、官公労の右翼的労戦統一を促進することになる。

国鉄の分割・民営化反対闘争は日本の政治上、労働運動上の構図をつくりかえていく重要な位置をもっているのである。

闘わずして生きる道なし

今、問われていることは、あと一カ月ほどの山場のたたかいで、国鉄の分割・民営化反対を貫きとおし、たたかいをどのように展開していくかである。

九月七日、岡山で開始されたハンストは、長野、高崎、青函、名古屋へとひろがっている。当局の介入を断固としてはねのけ、地域の労組、市民の圧倒的支持をかちとっている。大阪、横浜、神戸でも熱気につつまれた集会に多数の労働者が結集している。国鉄を守る国民会議の主催により九月十九日、東京・日比谷野外音楽堂で開かれた「国鉄解体を阻止する九・一九首都圏集会」には九〇〇〇人が結集した。各地で国労との交流集会や激励集会が開かれ、ビラ入れ、デモなど多彩な行動が展開されている。

闘わずして白旗を掲げてはならない。先頭に立たんとする者は、日帝打倒・米帝一掃を目指す真紅の赤旗を掲げよ。万国の労働者・被抑圧民族と団結し、帝国主義の侵略戦争準備・労戦産報化の重圧を真向からはね返す構えなくして闘いの勝利はない。地域との闘う団結を、下請・下層労働者との闘う団結を、闘う者の横の連携を、全国的闘争体制をつくりあげてゆくことである。

赤旗を掲げて進め。闘いの中で勝利の道を切り拓いてゆくのだ。

＜十日、臨時大会は、労使共同宣言に道を開く執行部案を否決し、新執行部の下で、分割・民営化に断固反対し闘い抜く方針を確認した。—詳細は次号。＞

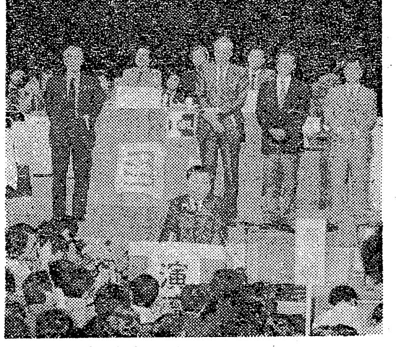
案支持の
場から真の
をめざそう。
臨時
全国大会

10月10日国労臨時大会

三十一名の仲間を奪還

手綱をゆるめず全町一掃へ

山谷

九月十一日、国家権力は、日本国粋会・金町一家による路上での丁・半バクチ粉砕、バクチ場制圧の闘いを闘い抜く日雇全協の現地部隊、支援の仲間に対して、凶器準備集合罪をデッチ上げ三十一名逮捕という大弾圧をかけてきた。

この弾圧は、百パーセントのデッチ上げであり、多くの山谷労働者の支持と共感の中で大衆的爆発を克ち取りつつあったバクチ場制圧戦を何んとか押しつぶそうとするものであり、又、連日の闘いの中でつちかわれてきている大衆武装の陣型を打ち砕き、日雇全協の武装解除を狙ったものである。

又、9・14三里塚現地闘争の直前を狙ったことを見れば、二期強行着工と、そして今秋の国鉄分割・民営化攻撃に向けて、首都に於ける治安維持の為に、山谷に於ける「金町一家解体・一掃」の闘いの大衆的、武装的発展を押しつぶすために強行されたものだ。

当日、国家権力は、全協・支援の部隊に対する根こそぎの逮捕を狙い、昼過ぎから大量の私服を山谷内に徘徊させ弾圧の計画を練り、午後五時前から三十台を越える車両、機動隊二百五十名、更には作業着や七分の上下で変装させた三十名以上の私服を明治通り白髭橋東側に待期させ、又、浅警も公安、警備の総動員体制をひいていた。

この五百名近い重弾圧体制を、周辺レポによって事前に察知した日雇全協は、しかし、この間闘い抜いてきた成果を打ち固めるべく断固として都電通りに登場し、情宣を開始し、仲間の前に、金町一家とツルむ国家権力の弾圧体制を暴露し、部隊は、多くの山谷の仲間とともに、すしや横町へと進撃していった。

すると、直前まで浅警ーマンモスの私服と談笑しながら、しかし山谷の仲間の怒りの決起に脅え戦々兢々しながら路上での丁・半バクチを行っていた金町一家は、全協の都電通りでの情宣が始まるやいなや、「争議団が来るから逃げろ」と、バクチを中止し、組事務所に逃げ帰り、金属バット、ツルハシの柄を手に「ポリの助けが来るまでは、何んとか事務所だけでも守ろう」とばかり、事務所前にたむろしていた。

こうした金町一家と対峙、バクチを中止させたことを確認した全協・支援の部隊は、レポからの「警察車両が全車両移動を開始し現地に向った」との連絡をうけ制圧体制を解き撤収戦に移っていった。

この帰路についている全協・支援の部隊に対して、国家権力ー機動隊が襲いかかり、NTT前まで並進規制を行い、一人一人への白色テロの末、三十一名の仲間を不当逮捕していった。

この不当弾圧に対して、山谷の仲間の怒りが大爆発した。

多くの仲間が起ち上がり、不当規制ー逮捕を行った機動隊に対して投ビン戦が闘われ、規制・包囲を打ち破った仲間の逃走を助け、又、仲間の中にもぐり込み弾圧を狙う私服どもに対しても、これを摘発し、実力糾弾する闘いが闘い抜かれ、この仲間の怒りが九月二十日には、マンモス交番と、警察車両二台に対する実力糾弾の闘いへと、引き継がれた。

この大弾圧に対して、日雇全協は、直ちに反撃を開始した。

各支部や、大量逮捕を知った支援の仲間たちが続々と現地にかけつけ、日常的な実力闘争体制をただちに再建する一方、救援活動にかけ回る。

獄中の仲間も、断固たる獄中闘争に起ち上がった。

こうして、国家権力の目論見は完全に打ち砕かれ、デッチ上げが明らかになり、九月二十二日までには三十一名全員を釈放せざるをえなかった。

こうした大弾圧を打ち破った日雇全協は、九・一一闘争の総括をしきり、ファシストとして台頭せんとする金町の解体・一掃へ、手綱をゆるめず進撃している。

現地実力闘争に決起せよ！

三里塚二期決戦、国鉄決戦と結びつけ、金町一家解体・一掃、階級的報復戦に勝利せよ！

＝職場から＝

臨教審攻撃と対決

A県教組〇〇中分会・Y

A県は、全国でも名高い「教育正常化」県である。何が「正常化」なのか。

日教組が少数派として封じこめられ（ほとんどの職場が一人分会）、一九八三年に結成された日本教職員連盟がほとんどの職場で多数派となっている。日教連は、教育「労働」運動の内部からブルジョアジーの進める戦争遂行体制に反革命的に合流しようとしている部隊に他ならない。

職場における校長を頂点とする完全なヒエラルキー。

日の丸が日常的なものとなり、職員会で日の丸反対の声を上げようものなら「お前はアカか」という言葉がなげつけられる。そして日教組の組合員である！ということが、職場における決定的な意志表示となる。

また、臨教審の中で取り上げられている「初任者研修制度」が、本年度四月から先行的に実施され新任教員に対するマンツーマン研修がおこなわれている。「教員の資質向上」の名のもと、若い教育労働者が、自ら思考することすら不可能になろうとしている。

まさに、中曽根自民党政府による臨教審攻撃が強まる中で、臨教審成立後の状態とでも言えばいいのだろうか。

しかし、このような状況の中でも、闘いは確実に進んでいる。私たちの分会では、本年度新採の仲間たちに対して、中曽根の進めんとする臨教審攻撃の本質を暴露するとともに、教育労働者の今おかれている立場を根強く訴ええる中で、一人分会から三人分会へと前進した。

日教組は、今大会の未開催で明らかになったごとく、強まる日教組解体攻撃の中で、明らかに後退を強いられている。口では臨教審反対を語りながら、自らの立場をあいまいにし、審議の進展の中で有効な反撃を打ち出しえていない。

それは、未だ「教育の政治的中立」という教育基本法の持つブルジョア的性格にしがみつこうとし階級闘争の課題として語ろうとすることを回避しつづけているからであり、日教組の中で、帝国主義ブルジョアジーの追従者・社会党が主導権を握っているからに他ならない。

私たちは、このようななかにあって、職場における闘いを基礎とし、積極的に地域共闘の形成に向けての闘いを始めている。そして「分割民営化」の攻防を闘いぬく国鉄労働者との共闘を始めとし、階級的労働運動の構築に向け、共同闘争をつくりだそうとしている。

教育労働者としての自らの飛躍をかけて、臨教審攻撃と対決する決意である。

11・9

奉祝パレード粉砕

京都・円山野音—1時

東京における「奉祝百万人デモ」などに連動し、京都でも、民間主導で、天皇在位六〇年奉祝パレードが一一月九日に、式典が十日に予定されている。これは四・二九式典のような国家レベルの運動を頂点とし、天皇制・天皇制イデオロギーを統合環とする民族排外主義の大衆運動を広範に育成し大きなうねりにまとめ上げてゆこうとする極めて危険な、全国的規模での企みの構成部分に他ならない。

今秋期の民間奉祝式典は、「日本を守る国民会議」、神社本庁、生長の家などを中心にした天皇主義右翼・復古派が推進している。奴らは、「日本とは何か、天皇とは何か、という意識を盛り上げ、天皇陛下の御存在いただいていることがどんなにありがたいことか（？）を明らかにしていく」のだと息まいている。そして、全国各地で奉祝委員会をつくり、自民党議員、商工会議所、各種地域団体を前面に出すことによって、地方自治体をも直接まき込んで、大衆動員を目論んでいるのである。

また我々は、日帝中枢・中曽根政府が、この天皇主義右翼・復古派の運動を、国家秘密法制定、「君が代・日の丸」教育の徹底、改憲など、日米安保体制下の国家総動員体制づくりの尖兵として助長・利用していることにしっかり着目しておかねばならない。日帝中枢・中曽根政府は、米帝の一定の支配・統制下での軍事大国化の道を歩んでいる。

したがって軍事大国化にとって不可欠な民族排外主義の政治運動を、米帝の統括する戦後世界に適合させようとする。今日では、藤尾発言などのように、露骨な形で民族排外主義を押し出しては、かえって、帝国主義的目的を果すことができない。だから、「国際国家・日本」などという。これは、排外主義を誤魔化しながら人民の中に大国主義を浸透させる為の造語に他ならない。そして、その内容をねつ造する目的で、梅原猛、上山春平、桑原武夫などの「新京都学派」をまき込み、「国際日本文化研究センター」を設立しようとしているのである。こうした中で、日帝中枢・中曽根政府とともに、京都の政財界もまた、八八年京都国体、九四年平安建都一二〇〇年祭をテコに「天皇の都」を前面に押し出し、Xデー（ヒロヒトの死）につづく大嘗祭を京都で開催することを企んでいる。

これに対し、我々は、日帝打倒・米帝一掃（安保・憲法体制解体）の総路線の下に、社・共と一線を画し、天皇主義右翼・復古派に対する実力対決の布陣をつくり上げてゆかねばならない。日本国粋会・金町一家に対し大衆的実力戦闘で闘い抜いている日雇全協に連帯し、共に起って民間奉祝運動を全国各地で粉砕せよ。京都における一一月二日～三日の全国反天皇制シンポジウムを成功させ、三日の奉祝式典粉砕集会を、全国・前段闘争として闘い抜け。

奉祝パレードを粉々に打ち砕き皇太子訪韓完全中止、天皇訪沖実力阻止に向って進撃せよ。排外主義の逆流に抗し、南北朝鮮・フィリピン・琉球の民族・人民と団結し、米日帝国主義打倒の強固な戦列を建設しよう。

第三世界の累積債務問題

帝国主義は、自らの貪欲によって自己の死を準備しつつある。我々は、第三世界の累積債務問題に、その典型的現実を見ることができる。

はじめに

九月二十六日の五ケ国蔵相会議（G5）を皮きりに、三十日のIMF・世銀総会で幕が閉じられた、ワシントンでの一連の通貨会議において、累積債務問題はIMF暫定委員会と世銀・IMF合同開発委員会において協議が行なわれ、日本が、その外貨準備高の約一割に当たる三十億SDR（約三十六億ドル）をIMFに低利で貸し出して累積債務国への融資の基金とする〃ジャパン・ファシリティ〃の設立等が表明された。又、二十七日の先進国側の十ケ国蔵相会議（G10）では、長期的な国際収支の赤字に直面している国への増枠融資制度の一年間の継続と、「（累積債務問題の改善は）十分な額の民間銀行貸し付けに依存している」なる共同声明を発表した。

しかし、これらの政策が、約一兆ドルと推定される発展途上国24カ国の巨額の負債を前にして、全く、いかほどの解決策にもならないであろうことは当の米帝国主義を初めとした西側帝国主義諸国の金融独占ブルジョアジーとその政治的代理人どもが一番よくしっているところである。

それもそのはずである。彼ら金融独占ブルジョアジー共は、くめどもくめどもつきない金城湯池、サラ金地獄におちいっている新植民地諸国からの収奪の最も大きな源を消し去ることなど夢にも考えない。ただそれらが全く枯渇してしまわないよう配慮しているにすぎないからである。彼らが、新植民地諸国から、この金利だけでいかほどの利益を得ているか（すなわち高利貸的帝国主義としての側面）は、後ほど見るとして、これと共に国外へ投資された資本からの収益こそ、「世界の民族と国との大多数にたいする帝国主義的抑圧および搾取の、またひとにぎりの裕福な国家の資本主義的寄生性の堅固な基礎である。」（レーニン・主国民論）

しかし、今日、事態を深刻にしているのは、あまりにも貪婪な、金融独占ブルジョアジー共が、余りにも多くの資金を貸しつけた結果、メキシコ（約一千億ドル＝十五兆円の累積債務）等の大借金国のコゲツキは、すでに自らの償却限度を起えており、世界的な金融恐慌を引きおこす危機と紙一重のところで接しているところにある。これはすでに、八二年のメキシコの債務繰り延べ要請をきっかけとした第三世界のリスケジュールのラッシュの中で、一旦は現実のものとなりかけ（米大手銀行の経営危機・倒産）、そして今日再び、メキシコが、原油価格暴落の中で国際収支を悪化させ、（八五年貿易黒字三五億ドル、年間利払い九〇億ドル）、八六年には、七〇〜八〇億ドルの経常収支の赤字が予測されている。メキシコのペトリチオリ蔵相が二十九日のIMF・世銀総会開会前に日本にやってきて明らかにした、日本輸出入銀新規融行による十億ドルの資と日米欧など民間銀行団による六〇億ドル融資の話も、より大きな危機をたぐりよせるため、目先の危機を先送りにしたにすぎないものである。

ちなみに、現在、累積債務国に対する債権が二〇〜八〇%安で売買されており（メキシコ＝六割弱、ペルー＝一割等）三〇億ドル近くの市場が出来ており、もっぱら買手市場とのことである。

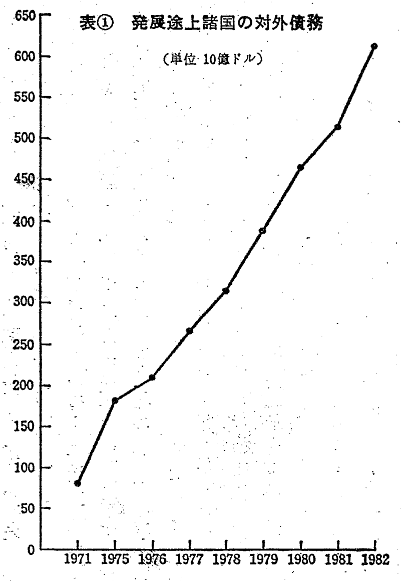
表①　発展途上諸国の対外債務

［出所］ OECD, *Development Co-Operation Review*, 1981.

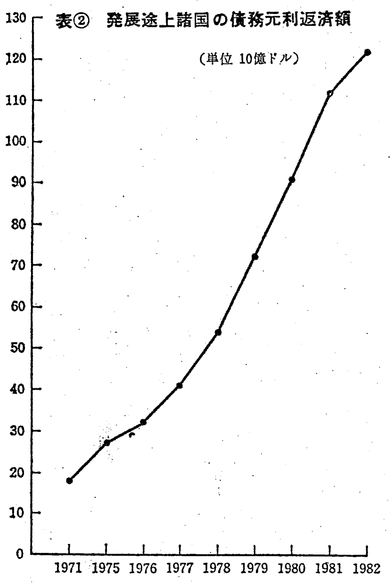
表②　発展途上諸国の債務元利返済額

［出所］ OECD, *Devalopment Co-Operation Review*, 1981.

累積債務の現状

（一）八十四年末の中長期債務残高が一六〇億ドル以上の国は十二カ国で、そのうち八十二年以降多国間債務再交渉を実施した国は六カ国、そのうちの五カ国はラテンアメリカ諸国であった。

世界の主要債務国は、八五年末でラテンアメリカが、ブラジル（一〇七三億ドル）、メキシコ（九九〇億ドル）、アルゼンチン（五〇八億ドル）、ヴェネズエラ（三三六億ドル）、チリー（一八一億ドル）。アジアでは、八十四年末で、韓国（四四五億ドル）、インドネシア（三〇九億ドル）、フィリピン（二四八億ドル）、ヨーロッパでは、八十三年末で、ポーランド（三三三億ドル）、トルコ（二三六億ドル）、ユーゴ（一九一億ドル）、ナイジェリア（一五〇億ドル）である。イスラエル（二七〇億ドル・八十二年）これらの国の多くが、八十年代において、政治的な激動に見舞われているのは決して偶然ではないことがよく理解されるし、そうでない国も又、火種をくすぶらせているのである。

（二）約一兆ドルの第三世界を覆う累積債務は、一九五〇〜六〇年代にさかのぼる。

・一九五五年末の七四ケ国の公的債務残高は約八〇〜一〇〇億ドル、元利返済額は約九億ドル。

・一九六二年末、八六ケ国で、各二一六億ドル、二三億ドル。

・一九七〇年末で、七二九億ドル、六一億ドルであった。

・そして次の一九七〇〜八二年の十三年間に驚くべき急増をきたすのである。九十八ケ国の公的債務残高は、四二八〇億ドル、元利返済額は八十二年で六四三億ドルとなった。これに近年伸びの著しい民間非保証債務を加えれば、八十三年の債務残高は、六〇六〇億ドル、元利返済額は一〇七〇億ドルとなる。（表①②参照）

このうち、利子返済額は四二〇億ドルであり、債務元利返済額の約三九%である。実に借金返済分の四〇%近くが利子のために必要とされているのである。また、一九八一年の発展途上諸国の西側帝国諸国・商業銀行からの新規借入は、一四二〇億ドルであったが、債務返済と利子支払の合計は一四四七億ドルであった。

それゆえ帝国主義国にとっては、貸付資本の輸出も第三世界への資本投下のもっとも利潤の多い形態となっている。利子支払額は、一九八一年中の非産油発展途上諸国における外国資本の収入の九〇%を占めたのである。

他方、一九七〇〜一九七八年の時期に発展途上諸国に流入した直接投資総額が四二三億ドル、これに対し、本国に送金された利潤は約一〇二億ドルであり、投資一ドルにたいし、〇・二四ドルが利潤の形で帝国主義諸国へ流出したのである。

このように、実際現在の帝国主義の世界体制は、一方に、貧困・飢餓を集中させ、片やごく小数のそれに寄生する帝国主義国が、その分け前をめぐってしのぎを削る戦いを行っているのである。

（三）債務国の状況をより困難なものにしている事情の一つに、中長期借入に占める民間資金の比率の増大がある。（表③参照）

一九七〇年に対外公的債務残高に占める民間資金比率は、約三五%だったが、八二年末にその比率は約四九%に高まった。総債務残高にたいする比率では、七〇年の五一%が八二年に六四%となっている。その結果、発展途上国全体の新規借入金利は、一九七三〜八二年間に年六・六%から一一%に高まった。

こういったユーロクレジット増大の原因は、第一には、政府援助などに比べ弾力的、機動的に多額の資金を調達しうることである。政府援助は、政治情勢の影響を受けやすく、IMFからの借入は、融資条件が厳しいため弾力的な借入は困難であった。

第二には、国際収支調整に限定されたIMF資金と異なり、非産油途上国の経済社会発展に必要なプロジェクトの資金として充当できることである。

しかし、ユーロクレジットは、ほとんどがフローティングレートで実行されるため、八一〜八二年のような金利高騰期には大幅銀行借入国は打撃をうける。

この時期の典型的なユーロ・シンジケートローンは、返済期間五〜七年、返済猶予期間一〜二年、利率はロンドン銀行間利子率（七八年当時八〜九%）にたいし一・二五〜二%のスプレッド、変動利子率、契約報酬最低年〇・五%、参加各金融機関にたいする紹介報酬最大限〇・六二五%、代理報酬年最低一万ドル、管理報酬〇・三七五%、法的報酬その他三万五千ドル等で、石油化学、窒素肥料、ガス液化、鉄道事業等を対象とする。

よくぞこれだけ様々な名目による諸報酬が作りだされたものであることか。まるで、砂糖に群がるアリさながらである。

たとえば、フィリピンを例にとれば、八十四年六月の対外債務残高は、二四八億五千万ドル、その年の民間からの債務残高は約一四五億ドルで、残りは国際機関、外国政府からの借款五七億ドルや民間サプライヤーズ・クレジットなどである。八四年の債務返済額は元本四億ドル、利子二四億ドル、八四年の輸出は五四億ドルである。実にその五二%を債務返済に充てねばならないのである。八六年二月のマルコス政権の崩壊は、他の累積債務国の独裁政権の明日の姿であろう。

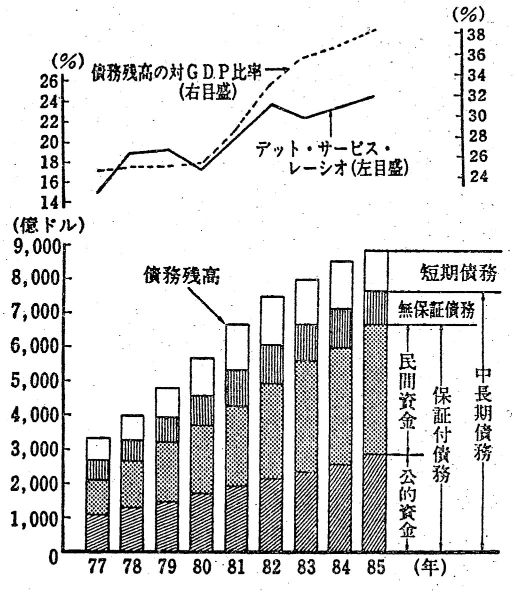
表③　発展途上国の主要債務指標

（資料）　IMF「World Economic Outlook」

フィリピン・新人民軍

その原因と結果

以上見てきた累積債務国の上位が、いわゆるNICSとよばれる新興工業国、それも米帝国主義の新植民地ラテンアメリカに集中していることが明白である。それは、特定の経済発展戦略を採用し、その工業化が国内貯蓄でまかなえない時外国資金を大量に導入した結果であり、同時に、七〇年代後半からの帝国主義各国の金融独占資本の間で行われた国際融資競争の結果でもあった。帝国主義国における巨額の過剰資本が、より高い利潤を求めて、NICSに殺到した。

一九八二年六月現在の発展途上国の対BIS報告銀行債務では、合計三四七五億ドルであり、メキシコの六四四億ドルブラジルの五五三億等、そして、その四割近くが米銀に対する債務であり、またその半分近くが九大多国籍銀行によっている。そして、その自己資本に占めるその融資額は五〇%を超えている。

それゆえ、メキシコの金融危機が米銀の経営危機＝世界金融恐慌と表裏一体のものとなっているのである。（表④参照）

九月三十日、対メキシコ債権銀行団諮問委員会は六十億ドルのメキシコ向け新規救済融資が同国との原則合意に達したことを発表した。これは、総額百二十億ドルに上る救済融資計画のうち、日米欧などの民間銀行団に割り当てられた分である。期間十二年（うち五年据え置き）金利はロンドン銀行間出し手レートに〇・八一二五%上乗せである。又、一九八二年以前の債務四三七億ドルについては、返済期間を最高二十年（うち据え置き七年）に延長する。八三、八四年の新規融資紛額八十六億ドルの返済期限は変えない、等が合意された。

表④　米銀の対メキシコ融資額（一九八二年・百万ドル）

	融資額	自己資本に占める割合(%)
Manufacturers Hanover	1,900	78.5
Chemical N. Y.	1,400	73.0
Bankers Trust N. Y.	926	61.2
Citicorp	2,800	59.8
Bank America	2,500	59.1
First Chicago	750	56.0
Chase Manhattan	1,600	49.6
J. P. Morgan	1,100	42.3
Continental Illinois	650	38.5

こういった国際金融上のアクロバットは果していつまで続けることが可能なのか。新規融資をやめれば破局、しかしその債権の有利な回収を望む、従来のIMFによる債務国への緊縮政策、つまるところ、債務国人民の生活の極度の悪化による乗りきり策は、すでに限界にきており、これ以上の収奪は、内乱ー革命という「カントリーリスク」抜きに出来ないとからくる、成長政策への転換。

これは明白に従来のIMFの政策の破綻である。

他方、債務国は八四年の「キト宣言」ーカルタヘナ合意（第一回債務国会議）ー主要債務国11カ国ー、又、八五年には、カストロ首相の提唱による「債務問題についての大陸対話会議」の開催。そこでカストロは、①債務の返済は不可能、②債務は植民地主義の搾取に加えて不平等な交換によって生まれた不法なもので、このキャンセルは合法、③「先進」諸国が軍事費を十三%削るだけで帳消しは可能等を主張した。

金融独占ブルジョアジーにとって巨万の富を生みだしてきた第三世界からの収奪、搾取のツケは、フィリピン、韓国、ポーランド、中南米諸国における民族解放闘争の炎を生み落し、今や、戦後の新植民地体制が音をたてて崩れさらん時期にいたった。これが前門の狼ならば、その後には、国際金融恐慌という後門の虎がひかえているのである。

敗北主義の逆流に抗し革命の時代を切り拓け

（一面より）

単一民族」と一層はっきりとおしだされている。これに対し、ウタリ協会は「国内の少数民族を無視した発言」と強く抗議している。

「単一民族日本」論は、日本がアイヌ、沖縄人民、在日韓国・朝鮮人をはじめとした多民族多人種から成りたっている事実を否定している。それだけではなく、これは、近・現代日本史で支配階級が民族人種差別を徹底して行ない、国家と社会の周辺へと彼等をおいつめ、排除してきたことを正当するものである、かかる「単一民族日本」論と一体になった「優生人種日本」論が、国内的には少数民族をヤマトより「劣性」な民族として差別し、国際的には日本人がアジア人民を「指導」するといいつつ、侵略と戦争を合理化していくものであることは明らかだ。

しかも、中曽根の差別発言はこれに止まらない。同じ席で「女性は〃あっ、今度のネクタイはどんな色をしているか〃と、そんなことを一番見る。何をいったか覚えていない」と、これ以上もない女性差別発言をした。

一連の差別発言は、個人の資質の問題ではない。中曽根自民党政府がこの間おしすすめている「日の丸・君が代」の〃新国家主義〃の一端が露出したにすぎない。即ち、中曽根政府の差別的本質は、例えば八月五日に総務庁地域改善対策協議会の基本問題検討部会の「報告書」にはっきりと刻印されている。「報告書」は、部落大衆の糾弾権・糾弾闘争を「違法な行為であり、私的制裁以外の何物でもない」といって否定している。又、部落解放同盟に対し、「新たな差別意識を生む一因」と非難している。更に「同和問題の解決」は、「国のリーダーシップ」によると、露骨な国家介入方針をうちだしている。つまり、この「報告書」は「戦後政治の総決算」の部落版なのだ。

こうした中曽根政府から藤尾発言がとびだしたのも不思議ではなかったのだ。藤尾発言に対し、中曽根は藤尾を罷免し、全斗煥に「釈明」することで、一応の「解決」を計った。米日帝に支えられねば支配が維持できぬ全斗煥はこの「釈明」を当然にも受け入れ「日韓新次元」を改めて確認していったのである。

しかし、藤尾は中曽根が藤尾以上に日帝のアジア侵略を賛美し正当化しているのを知っている。だからこそ「文芸春秋」十一月号で藤尾は「中曽根は河野派時代から信用できなかった」と批判を強めている。

かくして、中曽根政府が一見、三百九議席を背景に強力な政府と考えられつつも、実際には、統治力の衰退と混乱の中にあること。それ故、我々、闘う労働者人民にとって、今こそ中曽根自民党政府打倒の絶好の機会がおとずれているのである。

中曽根自民党政府打倒へ—人民の攻囲を築きあげよう。

十月四日、東峰被告に対する判決が明らかになった。被告五二人に、懲役三年から同十月で、いずれも五～三年の執行猶予付きの有罪判決が。又、三被告については全面無罪が言い渡された。

この判決は、ペテンである。裁判官石田は、検察側が有罪立証の最大の依り所とした自白調書に対し、「『秘密の暴露』にあたるものはないうえ、客観的事実に反する部分、不合理、不自然な点が多い」、「内容はさまざまな変遷をたどり、過剰自白、虚偽自白がある」として、信用性に決定的な疑問をなげかけているにもかかわらず、有罪判決を言い渡した。これは全く不条理であり、ペテン以外の何物でもない。被告—弁護団の無罪要求の正当性に対し、何がなんでも有罪判決をもくろむ石田は苦しまぎれに有罪の根拠を「共同共謀正犯」に求めた。しかし「共同共謀正犯」が法理論的にも憲法の思想・信条・及び表現の自由に反することは、「よど号」ハイジャック公判闘争を通じて明白になった事柄である。即ち、石田判決は、治安維持を重視した政治判決なのだ。しかし、自白調書の信用性を完膚なきまでに粉砕した被告—弁護団の闘いによって、警察—検察—裁判所の間に、クサビを打ちこみ実刑判決を阻止した事は、現下の政治裁判をめぐる階級関係を冷厳に見つめるならば、限定的ではあれ「勝利」といえよう。

この限定的「勝利」に対して、検察側は控訴してくるであろうし又、政府・公団の「話し合い」攻撃も一層激化してくるであろう。だからこそ、反対同盟—支援は闘いと共闘の原点にたちかえり、一丸となって第二・第三の東峰十字路戦闘を、二期本格着工阻止—廃港にむけた猛然たる闘いを打ちぬかねばならない。

南ア一金鉱で9月16日発生した火災の犠牲者177人の追悼式、怒りを爆発させる黒人労働者

山谷—三里塚で勝利せよ

こうした点を前提的に確認しつつ、今秋我々には中曽根[illegible]政府打倒をめざす攻囲戦を広く深く組織していく事が問われている。そのためには、第一に今日の日本階級闘争の二大拠点たる三里塚、山谷を防衛しきり、非妥協・実力闘争の地平を堅持しきることが重要である。

政府・公団は「千葉日報」「サンケイ」等のマスコミと革マル派を動員し、三里塚闘争が「話し合い」路線へ転換し、終えんしたかの如きデマをふりまいている。中曽根の大号令の下に、敵は、三里塚闘争つぶしの総攻撃を展開しだしたのだ。この間の「話し合い」攻撃と一連のデマキャンペーンはその第一波に他ならない。

敵の総攻撃に直面して味方の戦列の弱さが露呈した。即ち、それは九・一四集会での基調報告における「会談」もありうるという発言、そして、これに対する戦旗派の、味方の隊列を混乱させる批判のやり方、として生じた。我々はこの事態を、反対同盟農民の闘いを支えるべき労働者階級と革命党建設の後退・立遅れがもたらしたものとして主体的に受け止めると同時に、反対同盟が「九・二五声明」で再度明確に宣言した①実力②不屈③一切の話し合いと懐柔策の拒否、の闘争原則の旗の下に、速かに二期戦闘態勢を確立してゆかねばならないと考える。雨降って地固まるもの。二期本格着工と対決し、侵略軍事空港粉砕へ進撃しよう。

他方、対金町一家解体戦を闘い抜いている全協—山谷争議団は、戦略的防御から戦略的対峙へと局面を転回させつつ、攻勢的戦術を展開し、金町一家の路上バクチ阻止戦に突入している。これに対し警察は、山岡氏虐殺犯＝保科に十五年の実刑判決がおりたのだからもう「手打ち」にしろと弾圧を強めている、「手打ち」を断固拒否し、金町一家解体—実力闘争をあくまで目指す全協—山谷争議団。それは、警察との熾烈な闘いが不可避である。九月一二日の三二名不当逮捕は、本格的激闘のはじまりをつげる敵側からの宣戦布告である。この反革命宣戦布告にたいし、我々はそれ以上の代価を警察と金町一家に強制するであろう。

三里塚—山谷を貫ぬき非妥協・実力闘争を堅持し、発展させていくこと。これが要である。「空港廃港」「金町一家解体」は、労働者人民の革命的暴力によってのみかちとることができるのだ。

反天皇制闘争を押し上げよ

攻囲戦を組織するための第二の課題は、大衆的政治闘争の中心に反天皇戦線をおしあげていくことである。何故。反天皇戦線が中心になるのか。それは。政治課題としての重要性、と同時に、敵の強さと弱さの集中環でもあるから。

中曽根が揚言する「国際国家日本」「新国家主義」＝国粋化の核心は、天皇制とその下への国民統合である。しかし、天皇（制）が六十年代と違い。今日、政治の前面に登場し、元首化攻撃が強まれば強まるほど、天皇が統帥権を握り、元首として戦争を指揮し、敗北した歴史的事実が、老・壮・青を問わず多くの人々を反天皇制闘争へいざなう。

四・二九「天皇在位六〇年式典」粉砕闘争への三千五百人の結集を見よ。と同時に、反天皇戦線は非常に厳しい戦線である。四・二九闘争に対する大弾圧は、その一例である。即ち、天皇制と闘う人々に対し、支配階級は「国家転覆をたくらむ者」と規定し、集中的弾圧を加える。他方これに連動し、天皇主義右翼が暴力的に突出し、民間反革命の役割を積極的に担っていること。こうした敵のむきだしの暴力と味方の天皇制批判の弱さの結果でもあるが戦闘的労組でさえ「安保は闘かえも、反天皇制はどうも」といった大衆的取り組みの狭さがある。しかし、こうした厳しさは、闘う者をして日帝と真正面から対峙し、真に多数を組織していく革命的翼へと決定的に飛躍させる。今日、階級戦士を鍛て、育てあげる最良の大衆的舞台が反天皇制戦線なのだ。

更に、反天皇制戦線は七〇年代戦線運動をのり超える地平を切り開きつつあること。

反天皇制戦線は、未だゆるやかな全国ネットワークしか形成しえていない。しかし、天皇訪沖—Xデーの前に全国ネットワークをきちんとつくりあげていく必要がある。しかし。そうした中で東京の反天皇制戦線は。従来の戦線運動をこえた内実をもってきている。それは、実行委形成・運営・討議の仕方等一切が、七〇年代後半—八〇年代初頭につくられてきた戦線運動がともすればおちいりがちであった（イ）個人独裁的傾向、（ロ）運営の密室性、（ハ）会議の閉鎖性、（ニ）以上に規定された政治討議の不徹底・不明朗さ、（ホ）戦線的セクト主義を克服する開放性・公明正大さ・政治討議の積極的組織化。更には戦線間の横断的関係の形成といった内実をかちとってきていることである。

こうしたことを踏まえ。我々は十一月十日の天皇「在位六〇年式典」民間パレードを粉砕していかねばならない。十一月のパレードは、東京・京都を中心に全国各地でおこなわれるが、東京では、九月九日に「奉祝国会議員連盟」発起人会が開かれ、半官半民の運営形態で銀座から上野までの百万人[illegible]ドが計画されている。又、パレード以外にも、「皇居参賀」「奉祝花火大会」「歩行者天国の実施」等が予定されている。この式典・パレードは、四・二九政府「式典」を引つぎ「六〇年式典」の総仕上げである。これは又、文化イベントという形態をとって戦争への新たな総動員体制づくりを目指す攻撃でもある。更には、当面する八七年の天皇訪沖—Xデーにむけた皇室翼賛世論形成のテコなのだ。我々は、四・二九闘争の地平を引きつぎ、東京では一一・八集会—一一・九デモの連続闘争で京都でも一一・九デモでこのパレードにこめた敵の目的を粉々に粉砕せねばならない。そして、闘いの中で天皇訪沖阻止闘争の陣型を準備し、大衆的政治闘争の中心へと反天皇制戦線をおしあげる。

反安保戦線の再建を

攻囲戦を組織するための第三の課題は反安保戦線の再建である。

八二年、武藤氏の「戦後日本国家の終焉のあとに」論文を受けて八三～四年の間、いわゆる「八〇年代安保論争」が反トマ全国運動の方針論議に連動したものとして展開された。議論は「平和と民主主義」勢力の「崩壊の過渡」にあって、どのように安保闘争をつくりあげていくのかを根本的課題としつつ、「護憲・非同盟」といった小ブル平和主義・排外主義路線による「多数派形成」をめぐって焦点化した。論争の結着は、反トマ全国運動が非核三原則を武器にした「核チェック運動」を方針として採択することで実践的につけられた。

その結果、二年たった現在、反トマ運動は八三～四年当時のようなエネルギーを喪失しつつある。八月のニュージャージー寄港阻止闘争の首都段階における多彩な催しと人士の集まりに比して、動員と戦闘士気のあまりの低さがその証左である。現在の「核チェック」から非核自治体づくりという反トマ全国運動の闘いは、反安保闘争の一部分をカバーしているにすぎない。敵の安保攻撃総体と対決する反安保戦線の構築が、アジア人民との連帯をめざす中で決定的に問われている。そのための基礎づくりとして我々は、再度「八〇年代安保論争」を組織する必要があると考える。「反軍拡・改憲阻止を闘いぬき反侵略・反安保闘争の高揚を」といった改良主義的二段階ロケット論を粉砕し、日帝打倒・米帝一掃を正面から掲げた反安保闘争論の構築が問われているのだ。

そして又、来年の天皇訪沖阻止闘争を展望した時、どうしても反安保戦線の再建をかちとらねばならないのだ。何故なら、天皇訪沖阻止闘争は、反天皇制戦線や沖縄解放運動だけの課題ではなく、反安保闘争の側面もあり、反安保戦線としてもとりくんでいくべきなのだ。そして、天皇訪沖阻止闘争は、これらの戦線が中心になって全国に檄をとばし、総力戦として闘いぬく必要があるのだ。我々は何としても、天皇訪沖による沖縄戦を国体護持の戦いとして聖戦化し、沖縄人民を再び帝国主義戦争へ動員していく攻撃を阻止せねばならない。

こうした反安保戦線再建の第一歩として、我々は十・一九反帝・国際連帯闘争—日米三軍合同実動演習阻止闘争を全国の仲間と共に闘う必要がある。八月の核戦艦ニュージャージーとその随伴艦の日本同時寄港は、日本の核基地化と対ソ戦・アジア侵略戦争の前線基地化を狙ったのであった。これに続いて、十月十六日から十一月一日まで、北海道大演習場を主舞台に日米三軍統合実動演習が史上はじめて行われる。この演習には、まず陸自第一一師から千五百人、戦車・自走りゅう弾砲など約二百八〇両、米陸軍第二五歩兵師団から千六百人、自走高射機関砲など約二百五〇両が参加し、最終的には日米各五千人づつ計一万人が参加することになっている。そして、この演習は、六本木の防衛庁中央指揮所と横田の米第五空軍指令部からの指令で行われる。しかも、この米第五空軍指令部の動きは、在韓米第七空軍指令部にちくいち報告されるのだ。この演習は、「限定核戦争」「同時多発戦略」の実戦化であり、「LIW」構想の具体化である。そして、何よりも日米実戦体制づくりと日米韓軍事同盟づくりのステップなのである。

同志・友人諸君！一切の敗北主義をのりこえ前進しよう。非妥協・実力闘争で山谷—三里塚を勝ち抜き、十・一九反安保—一一・八～九反天皇制の連続闘争に勝利しよう。

同志・友人諸君！日帝打倒・米帝一掃を目指し、新しい時代を大胆に切り拓こう。

闘争スケジュール

10・19　反安保国際連帯行動
正午・芝公園

10・23　天皇制を問う京都シンポジウム
六時・京都労働者総合会館

11・2～3　反天皇制全国シンポジウム
二日一時～三日正午・京都大学教養部

11・8　「天皇在位六〇年奉祝」に異議あり！
一一・八集会
二時～九時・日本橋公会堂

11・9　東京—「天皇在位六〇年奉祝」糾弾！
一一・九集会
正午・清水谷公園
京都—天皇在位六〇年京都奉祝式典・パレード反対京都決起集会
一時・円山野音